

女性活躍推進法に基づく益子町特定事業主行動計画

令和2年3月

益子町

益子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和2年3月31日

益子町長 大塚朋之

益子町議会議長 星野壽男

益子町教育委員会

益子町農業委員会

益子町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、益子町長が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和8年3月31日までの6年間とする

2 女性職員の活躍の推進に向けた計画の点検・評価

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検を総務部総務課において行い、その結果を「人事行政運営等の状況」に盛り込み公表する。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、次のとおり目標を設定する。

目標の設定

- (1) 令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和2年度の実績6%より9%以上引き上げ、15%以上にする。
- (2) 令和7年度までに、係長職の女性職員の割合を、令和2年度の実績37%より3%以上引き上げ、40%以上にする。
- (3) 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を20%以上にする。

- (4) 令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数率を平成30年度の実績8.2日より4日以上引き上げ、12日以上にする。
- (5) 令和7年度までに、一般職の平均超過勤務時間を、平成30年度の実績120.2時間から5割以上縮減し、60時間以下にする。